

第 6 章

第 9 期 介護保険料

第6章 第9期介護保険料

1 第1号被保険者保険料基準額の考え方

第9期介護保険事業計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度における第1号被保険者保険料を算定するためには、当該3か年の介護給付費を推計する必要があります。介護給付費の推計に当たっては、計画期間の高齢者人口や要介護（要支援）認定者数、令和6（2024）年度の制度改正による影響を反映した介護サービス量の見込み、令和6（2024）年4月の介護報酬改定率等を勘案して推計しました。3か年の給付費・地域支援事業費等の総額は25億1千万円程度になる見込みです。

（1）第1号被保険者保険料の算定にかかる要因

ア 第8期計画との主な変化要因

- ・第1号被保険者数は前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）ともに減少する見込みです。
- ・令和6（2024）年度介護報酬改定率は、+1.59%とされたところです。介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）分として0.98%分が、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%が措置されます。このうち、介護職員の処遇改善分が令和6年6月施行となることを踏まえ、町の給付費見込みは、+1.54%を反映します。
- ・第1号被保険者の標準段階について、現行の10段階から13段階に多段階化します。また、令和6年度から8年度までの第6～12段階の境目となる基準所得金額は、それぞれ120万円、210万円、320万円、420万円、520万円、620万円、720万円となりました。
- ・介護療養病床は令和5年度末で廃止されます。日南病院では令和6年4月以降、医療必要度の高い方の対応を行いつつ、一定の範囲で介護ニーズに対応できる医療療養病床に転換する方針です。

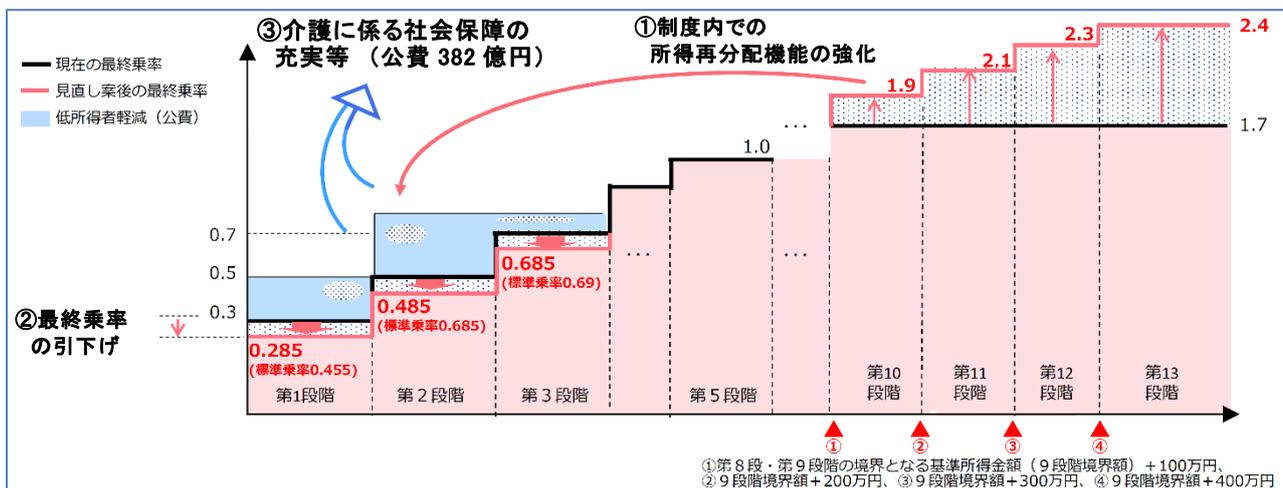
イ 保険料段階の設定と低所得高齢者保険料軽減策

- ・第9期計画では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、標準段階の9段階（本町では10段階）から13段階へ多段階化します。また、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行うことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。
- ・第8期計画から第9期計画の保険料率は、第1段階が0.3から0.285に、第2段階が0.5から0.485に、第3段階が0.7から0.685に軽減されています。

(2) 低所得高齢者保険料軽減強化策の概要

介護保険第1号被保険者の保険料の低所得者軽減強化について、標準乗率から公費軽減後の最終乗率は、以下の図のとおりです。

第1号保険料に関する見直しの成案(標準9段階から標準13段階への見直し)



【参考】第9期計画期間における第1号保険料(標準13段階)

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



2 第9期計画期間の介護保険料率

第8期介護保険料率を、次のとおり第9期介護保険料率に改めます。介護保険料率の区分、算定方法について、第8期計画から変更しているところを下線で示しています。

参考：第8期計画期間の介護保険料率（10段階）

段階	区 分	算定方法	対象者割合
1	生活保護・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.5	11.5%
	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	軽減強化 基準額×0.3	
2	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.75 軽減強化 基準額×0.5	17.1%
3	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 軽減強化 基準額×0.7	14.3%
4	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	6.6%
5 基準額	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	23.4%
6	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	11.7%
7	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	9.3%
8	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	3.4%
9	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	1.3%
10	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	1.4%

第9期計画期間の介護保険料率（13段階）

※下線は第8期からの変更点です

段階	区 分	算定方法	対象者割合
1	生活保護・老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額× <u>0.455</u>	9.5%
	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	軽減強化 基準額× <u>0.285</u>	
2	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額× <u>0.685</u> 軽減強化 基準額× <u>0.485</u>	16.6%
3	住民税世帯非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額× <u>0.69</u> 軽減強化 基準額× <u>0.685</u>	12.9%
4	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	5.6%
5 基準額	住民税世帯課税で本人が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	21.4%
6	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	12.5%
7	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満の人	基準額×1.3	12.0%
8	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>210万円以上</u> <u>320万円</u> 未満の人	基準額×1.5	6.0%
9	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>320万円以上</u> <u>420万円</u> 未満の人	基準額×1.7	1.4%
10	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>420万円以上</u> <u>520万円</u> 未満の人	基準額× <u>1.9</u>	0.5%
11	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>520万円以上</u> <u>620万円</u> 未満の人	基準額× <u>2.1</u>	0.3%
12	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>620万円以上</u> <u>720万円</u> 未満の人	基準額× <u>2.3</u>	0.2%
13	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>720万円以上</u> <u>の人</u>	基準額× <u>2.4</u>	1.1%

3 第9期計画期間の第1号被保険者保険料

(1) 第1号被保険者介護保険料基準額の算定

第8期計画期間の第1号被保険者保険料基準額は、5,700円でした。

第9期計画期間の第1号被保険者保険料基準額は、厚生労働省提供の推計ソフトで算出したところ、月額 6,280円 となりました。

介護保険給付費準備基金から4,100万円を取り崩すこととし、これによる影響額である月額574円を算入すると、月額5,706円となります。

○ 第9期介護保険料基準額を 月額 5,700円 とします。

(2) 第9期段階別介護保険料

介護保険料基準額と各段階の保険料率により算定した第1号保険者の第9期介護保険料は次のとおりです。低所得高齢者の保険料軽減強化は、第1段階(0.455を0.285に)、第2段階(0.685を0.485に)及び第3段階(0.69を0.685に)に反映させています。

保険料段階	介護保険料(年額)	介護保険料(月額)
第1段階(×0.285)	19,500円	1,625円
第2段階(×0.485)	33,100円	2,765円
第3段階(×0.685)	46,800円	3,905円
第4段階(×0.9)	61,500円	5,130円
【基準額】第5段階(×1.0)	68,400円	5,700円
第6段階(×1.2)	82,000円	6,840円
第7段階(×1.3)	88,900円	7,410円
第8段階(×1.5)	102,600円	8,550円
第9段階(×1.7)	116,200円	9,690円
第10段階(×1.9)	129,900円	10,830円
第11段階(×2.1)	143,600円	11,970円
第12段階(×2.3)	157,300円	13,110円
第13段階(×2.4)	164,100円	13,680円

注：月額は、介護保険料基準額に各段階の保険料率を乗じたものです。
年額は、それに12月を乗じ100円未満を切り捨てたものです。